○農林水産省告示第千二百三十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

一中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、「、きゅうり」を削り、「、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロン」を「及びぶどう」に改める。

二の㈠中「オランダ王国に」を「オランダに」に改め、同㈠のア及びエ中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、同二の㈠中「オランダ王国に」を「オランダに」に改め、同㈡のア中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。

四の㈠並びに六の㈡及び㈢中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の㈡のア中「チチュウカイミバエ」の下に「及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

七中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十二の規定に基づき、平成十五年十二月二十四日農林水産省告示第二千百六号（ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

一中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、「きゅうり及び」を削る。

二の㈠中「ベルギー王国に」を「ベルギーに」に改め、同㈠のア及びエ中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、同二の㈠中「ベルギー王国に」を「ベルギーに」に改め、同㈡のア中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。

四の㈠、五並びに六の㈡及び㈢中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十三の規定に基づき、平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百七十四号（ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の㈡のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の㈠及び㈡中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十一の規定に基づき、平成二十一年十月二十日農林水産省告示第千四百七十一号（コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の㈡のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の㈠及び㈡中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十三の規定に基づき、平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第二百四十三号（ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の㈡のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の㈠及び㈡中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

別表第二の二の項の検疫有害動植物の欄中「サトウキビコクゾウムシ」及び「、ヒラタカタカイガラムシ、ルビーロウムシ」を削り、同表の六の項の検疫有害動植物の欄中「スクミリンゴガイ」、「、クロテンシロミズメイガ」、「オオタバコガ」及び「、宿根カスミソウ疫病菌」を削り、同表の七の項の検疫有害動植物の欄中「、オオムギ裸黒穂病菌」を削り、「ダイズ紫斑病菌」を「ダイズべと病菌、トウモロコシ黒穂病菌」に改め、同表の九の項の検疫有害動植物の欄中「オナジマイマイ」を削り、「コウモリガ」の下に「、トリオザ・アビカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」を加え、同表の十の項の検疫有害動植物の欄中「、ミカンコナジラミ」及び「アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ」を削り、「オンシツコナジラミ、タバコガ、ハイジマハナアブ」を「トマトキバガ、トリオザ・アビカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」に改め、同表の十一の項の検疫有害動植物の欄中「、コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十三の項の検疫有害動植物の欄中「、アルファルファタコゾウムシ」を削り、同表の十四の項の検疫有害動植物の欄中「、コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十七の項の検疫有害動植物の欄中「ニカメイガ」を削り、同表の十八の項の検疫有害動植物の欄中「スギカミキリ」の下に「、セスジキクイムシ」を加える。